

農業委員会の主な業務

- 1 農地法などの農地関係法令により権限を属させられた事項
 - ・農地法に関する業務
 - ・農業経営基盤強化促進法に関する業務
 - ・特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する業務
 - ・農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する業務
 - ・農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する業務
 - ・土地改良法（農地等の交換分合関係）に関する業務
 - ・その他法令に基づく業務
- 2 農地等の利用の最適化の推進に関する事項
 - ・農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保並びに農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農地等の集団化の推進
 - ・農業への新たな農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農地等の利用の効率化及び高度化の促進
- 3 農業振興に関する事項
 - ・法人化その他農業経営の合理化に関する事項
 - ・農業一般に関する調査及び情報の提供
- 4 関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出
 - ・関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、農地等利用最適推進施策の改善について必要な時は具体的な意見を述べるものとする。

浦臼町農業委員の定数

推薦および一般募集 13名（法：農業委員会等に関する法律）
（条例：浦臼町農業委員会委員定数条例）